

議第7号議案

横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例及び横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の臨時特例に関する条例の制定

横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例及び横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の臨時特例に関する条例を次のように定める。

平成24年9月6日提出

横浜市市議員

足立ひでき	有村俊彦	伊藤大貴
磯部圭太	大岩真善和	大桑正貴
木下義裕	串田久子	篠原豪
豊田有希	平野和之	藤崎浩太郎
望月高德	横山勇太郎	太田正孝
井上さくら		

横浜市条例（番号）

横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例及び横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の臨時特例に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、横浜市の平成24年度予算における市債が増額発行されたこと等、本市の厳しい財政状況に対処する必要性に鑑み、一層の歳出の削減が不可欠であることから、市長、副市長及び常勤の監査委員（以下「市長等」という。）の給料、地域手当及び期末手当の額並びに市会議員の議員報酬及び期末手当の額を削減するため、横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例（昭和31年8月横浜市条例第25号。以下「常勤特別職職員給料条例」という。）及び横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年8月横浜市条例第30号。以下「議員報酬条例」という。）の特例を定めるものとする。

（市長等の給料及び地域手当の特例）

第2条 常勤特別職職員給料条例第3条に規定する市長等の給料の額は、同条の規定にかかわらず、平成24年10月1日から平成25年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）に限り、同条に規定する市長等の給料の額から、同条に規定する市長等の給料の額に100分の13を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

2 常勤特別職職員給料条例第2条及び第7条の3の規定により市長等に支給される地域手当の額は、これらの規定にかかわらず、特例期間に限り、常勤特別職職員給料条例第3条に規定する給料の月額に対する地域手当の月額に100分の13を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

（議員報酬の特例）

第3条 議員報酬条例第2条に規定する市会議員の議員報酬の額は、同条の規定にかかわらず、特例期間に限り、同条に規定する議員報酬の額から、同条に規定する議員報酬の額に100分の13を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

（市長等及び市会議員の期末手当の特例）

第4条 特例期間においては、常勤特別職職員給料条例第8条及び議員報酬条例

第4条の規定により市長等及び市議員に支給される期末手当の額の算出の基礎となる市長等の給料及び地域手当並びに議員報酬の額は、第2条及び前条に規定する額とする。

(端数計算)

第5条 この条例により、市長等の給料、地域手当及び期末手当並びに市議員の議員報酬及び期末手当の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年10月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。

提 案 理 由

横浜市の平成24年度予算は、市債の増額発行等が行われている。本市の厳しい財政状況を鑑みれば、中期計画で定めた市債発行の枠の中で施策の優先順位をつけ、事業費を捻出すべきと考える。しかし、平成24年度予算においては、結果として、市債発行額は、中期計画で定めたものを守れないものとなっている。また、国においては、我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、国家公務員の給与等及び国会議員の歳費等の減額措置がなされている状況である。よって、市長等の給料等及び市議員の議員報酬等を減額し、その財源の一部を捻出するため、横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例及び横浜市市議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の臨時特例に関する条例を制定したいので提案する。